

「社会福祉法人のネットワーク懇話会・千歳」発足趣意書

平成 28 年 3 月 31 日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組」をポイントに社会福祉法人制度の見直しが行われました。

特に、「地域における公益的な取組」については、社会福祉法第 24 条第 2 項において、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組みを実施する責務」が位置付けられました。

この背景には、今日、社会福祉が、国民すべての社会的な自立支援をめざすものであるにも関わらず、社会福祉法人の経営実態が積極的に公開されてこなかったり、経営組織のガバナンスや財務規律が十分に確立されてこなかったこと等が一因にあります。

また、社会は大きく変化し、社会的な問題も複雑化・多様化してきたことに伴い、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、これまで以上に制度の狭間にある声なき声を聴き、総合的かつ専門的に即応することで地域に暮らす方々に期待される役割を果たしていくことが期待されています。

今般の制度見直しを契機として、社会福祉法人はその非営利性・公益性を確保し、住民に対する説明責任を果たすとともに、私たちの仕事を「見せる化・見える化」し、共生社会の実現のために一層寄与するために、千歳市内の福祉事業を行う社会福祉法人が連携して役割を果たしていくことが重要であるとの観点から、「社会福祉法人のネットワーク懇話会・千歳」を発足することといたしました。

平成 30 年 2 月 14 日

呼びかけ人代表

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

会 長 力 示 武 文